

ちゃんとGood！でんきE (中部エリア・ガス併用)

< 料金表 >

2020年10月1日実施

京セラ関電エナジー合同会社

本 則

1 適用範囲

このちゃんと **Good!** でんき **E** (中部エリア・ガス併用) 料金表 (以下「この料金表」といいます。) は、電灯または小型機器を使用され、中部電力パワーグリッド株式会社 (以下「当該一般送配電事業者」といいます。) が定める託送供給等約款 (託送供給等約款が変更となった場合には変更後の託送供給等約款によります。) およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となる需要で、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、ちゃんと **Good!** でんき **E** (中部エリア・ガス併用) といたします。

3 契約電流

- (1) 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。
- (2) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびちゃんと **Good!** でんき供給条件 (以下、「供給条件」といいます。) 別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、供給条件別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、供給条件別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	274円56銭
契約電流 15 アンペア	411円84銭
契約電流 20 アンペア	549円12銭
契約電流 30 アンペア	823円68銭
契約電流 40 アンペア	1,098円24銭
契約電流 50 アンペア	1,372円80銭
契約電流 60 アンペア	1,647円36銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円19銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円48銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円32銭

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

	最低月額料金
1契約につき	247円91銭

5 その他

- (1)当社は、供給条件18（日割計算）により日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2)この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客様については、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(3)供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件34（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2020年10月1日から実施いたします。

2 料金に関する特別措置

2020年9月30日以前から需給開始しているお客さまについては、2020年10月1日以降初めての料金算定において適用される電力量料金を、本則 4(2) (電力量料金)にかかわらず、次のとおりといたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円22銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円52銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円35銭

別 表

1 燃料費調整

(1) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)イに定める α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

(2) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	45,900円
--------	---------

(3) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 供給条件 18 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \quad \text{は} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \quad \text{といたします。}$$

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 計量期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。